揮発油税法施行令の一部を改正する政令要綱

１　特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととする。（第17条関係）

２　その他所要の規定の整備を行うこととする。

３　この政令は、令和５年４月１日から施行することとする。（附則第１項関係）